

4 日 獣 発 第 173 号

令 和 4 年 10 月 6 日

地 方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公 益 社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

## 令和4年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

このことについて、令和4年9月22日付け4消安第3113号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、都道府県知事あてに、昨シーズン世界規模で感染が確認された高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）に対して、本格的に渡り鳥が飛来する時期を迎えるにあたり、飼養衛生管理基準の遵守により本病の①発生予防対策、②まん延防止対策、③野鳥のサーベイランス検査体制の構築を図るよう通知した旨の周知及び、都道府県の家畜防疫員による定点モニタリングと強化モニタリングの検査対象農場の選定等への協力を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・守尾

TEL 03-3475-1601